

# 演習林利用の手引き

Ver.3-03

2010年6月28日

九州大学農学部附属演習林研究部

## 「演習林利用の手引き」改訂第3版にあたって

九州大学演習林は1912年(大正元年)に設立されて以来、今年で97年を数えるに至りました。この間、数度の組織再編を行ってきましたが、いずれも研究・教育体制の充実を目指したものでした。現在、研究部は流域環境制御学分野、森林生産制御学分野、技術室および調査室で構成され、教育研究体制の強化は着々と進展しています。しかし、演習林は教育研究を率先して行うことばかりでなく、大型野外実験・実習施設としての森林そのものを、教育研究のためのフィールドとして、最大限にその機能を発揮し得るように誘導し管理するというもう一つの重要な役割を担っています。

本演習林を構成する福岡、宮崎、北海道の3演習林の管理は、研究部が立案する10年を1期とした森林管理計画に基づいて実行されており、内容は施業試験の立案・計画とこれに関連して行われる伐採、新植、保育など各作業のスケジュール、その他短期、長期の研究計画、実習内容の充実などの研究・教育面に始まり、林道網や歩道などの整備計画、労務対策など、演習林運営にあたっての基盤整備に至るまで多岐にわたっています。この中で、これまでに設定されてきた固定試験地に関する見直しや維持・管理は非常に重要な事項であると考えられます。これまで森林管理計画立案においてはもちろん、演習林年報においても固定試験地一覧の掲載、新規に設定された試験地の記載を行ってきました。

現在までに設定されている試験地の数は、北海道演習林47、福岡演習林46、宮崎演習林41の総計134に及び、これら全ては試験地台帳という形で記録され管理されています。しかし固定試験地を設定する場合、既存の試験地との重複、試験施業による伐採や保育、林道開設との関係など、新規試験地へ影響すると予想される多くの事柄を確認するなど、かなりの労力と時間を要し、さらに各試験地を利用した研究成果の記録や検索作業を行うとすると、現行の方法では明らかに処理能力の限界を超えてしまいます。したがって、試験地管理の適正化や利用者への便宜をこれまで以上に行うためには、何らかの新たな手段を用いることが必要です。そこで、近年めざましい発達を遂げているパソコンを利用したデー

データベースソフトの活用がこれら問題点を解決する最善の方法であると考え、固定試験地を始めとする演習林データベース構築に着手してきました。

森林や樹木、さらには林地そのものを対象とした長期間にわたる調査を必要とする研究において、固定試験地はなくてはならない研究フィールドです。演習林そのものの存在意義を固定試験地に見い出すことができるといっても決して過言ではありません。固定試験地を確実に維持し管理するために、演習林が日々努力を惜しまないのはもちろんのことですが、データベース構築、利用状況調査や研究成果の提出などに関して、利用者の方々の御協力を是非とも必要とします。これらの事項につきも本手引き書に掲載しておりますが、適宜こちらから調査票その他を送付することとなります。また、演習林の利用に関しまして、御意見、御希望等ございましたら、研究部に御連絡いただければ幸いです。宜しく御協力をお願い致します。

2009年4月

九州大学農学部附属演習林研究部

## = 目 次 =

1 . 演習林の利用種別と利用申請者	1
2 . 利用を申し込む窓口と提出書類	2
3 . 演習林利用者の範囲	3
4 . 演習林試験地委員会の設置と機能	4
5 . 利用手続きの流れと書類の作成例	5
固定試験地利用（ 5 ）   短期調査利用（ 7 ）   大型試料採取（ 9 ）	
小型試料採取（ 1 1 ）   データ利用（ 1 3 ）   施設等利用（ 1 5 ）	
6 . 固定試験地管理	19
固定試験地台帳の作成（ 1 9 ）   固定試験地の管理および利用状況の調査（ 2 3 ）	
7 . 演習林利用による研究成果の提出について	25
8 . 演習林所有のデータについて	25
9 . 演習林利用状況調査について	27
連絡先一覧	28
< 巻末 > 申請書類一式   （ 様式 1 ~ 7 ）	

## 1 . 演習林の利用種別と利用申請者

演習林の利用手続き方法は、利用の形態によって異なります。したがって、まず利用種別について説明します。

演習林の利用は、以下に示すように6種の形態があり、利用しようとする対象によって4グループにまとめることができます。[ ]内は、各種別の略称で、以後、表などで適宜用いることとします。

### 森林・林地の利用

- 1)固定試験地の設定と利用・・・・・・・・・・ [固定試験地利用] p.5
- 2)短期の調査および試験地の設定と利用・・・・ [短期調査利用] p.7

固定試験地とは、設定期間が1年を越える試験地を指します。1年未満の試験地設定や試験地の固定を必要としない調査は、短期調査利用になります。

なお、当初は短期調査利用で調査地を設定し、これを翌年も継続して設定し利用する場合は、短期調査利用の更新とは扱わず、その時点で固定試験地として取り扱いますので、新たに固定試験地設定申請書を提出していただきます。

### 研究用資材の利用

- 3)林木の伐倒及び試料の採取と利用・・・・・・・・ [大型試料採取] p.9
- 4)植物、昆虫など標本の採取と利用・・・・・・・・ [小型試料採取] p.11

大型試料採取とは、胸高直径6cm以上の立木を伐倒して試料を採取するという場合を指します。これ以下のサイズの立木、苗木、種子、土石、蘚苔類等あるいは枝葉の採取については小型試料採取になります。

### データの利用

- 5)演習林所有のデータ利用・・・・・・・・・・ [デ - タ利用] p.13

### 施設の利用

- 6)演習林施設利用・・・・・・・・・・ [学生宿舎利用] p.15

## 2. 利用を申し込む窓口と提出書類

利用種別ごとの申し込み窓口と、提出をお願いする書類の様式は下表のとおりです。

利 用 種 別	申 し 込 み 窓 口 注1)			書類の様式 注2)
固定試験地利用	技 術 室			様式1,6,7
短期調査利用	福演演習林長	宮演演習林長	北演演習林長	様式2,6,7
大型試料採取	技 術 室			様式3,6,7
小型試料採取	福演演習林長	宮演演習林長	北演演習林長	様式2,6,7
デ - タ 利 用	技 術 室			様式4,6
施 設 利 用	総 務 係 団体の場合は事前に申込み下さい。			
学生宿舎利用	総 務 係			様式5

注1) 記入方法などについては、以降の説明をお読み下さい。なお、記入方法について不明な事柄については、各窓口にお問い合わせ下さい。

注2) 提出書類は、技術室、農場・演習林総務係または演習林ホ - ムペ - ジから入手するか、巻末に綴じ込んである様式をコピーしてお使い下さい。

注3) 早良実習場は福岡演習林に含まれます。

### 3 . 演習林利用者の範囲

- ( 1 ) 演習林利用者は、原則として本学教職員及び学生とします。利用代表者を（学生の場合は指導教員名も）それぞれの申請書に明記して下さい。
  
- ( 2 ) 本学の教職員・学生以外の者が演習林を利用した教育研究を希望する場合は、申請書を試験地委員会に提出し、承認を得た後、演習林長の利用許可を受けてから利用して下さい。なお、本学教職員がこれらの申請者と連携して教育研究を行う場合には、必ず本学教職員が利用代表者として申請して下さい。
  
- ( 3 ) 上記( 1 ) , ( 2 ) に該当しない場合は、試験地委員会で検討します。

## 4 . 演習林試験地委員会の設置と機能

### 目 的

演習林における試験地の設定，維持・管理，利用状況，試料の提供，データの管理を的確に把握し，演習林本部 - 各演習林 - 利用申請者間の手続，情報の流れを円滑にするため，演習林研究部に試験地委員会を設置しています．

### 組 織

委員長	研究部長
委 員	流域環境制御学分野代表
”	森林生産制御学分野代表
”	調査室長
”	福岡，宮崎，北海道各演習林長
”	資源植物園長
”	技術室長
事務局	技術室（事務部，各演習林及び利用申請者との連絡調整）

### 任 務

- 1)固定試験地（長期調査地・長期観察木含む）の新規設定の許諾に関する検討．
- 2)試験地，調査地，観察木（以下試験地等）の設定において，既存の試験地との重複等の調整．
- 3)試験地等の設定において，設定予定箇所の施業試験実行内容の調査と，利用申請者への許可通知．
- 4)試験地等利用者の変更（管理換え），利用期間の延長・短縮，廃止申請に関する検討．
- 5)試験地台帳の管理とデータベース化．
- 6)試験地，試料，データの利用状況の把握とデータベース化．
- 7)演習林を利用した研究成果の収集と保管，データベース化．
- 8)試験地等利用者への管理についての要請．



## 5 . 利用手続きの流れと書類の作成例

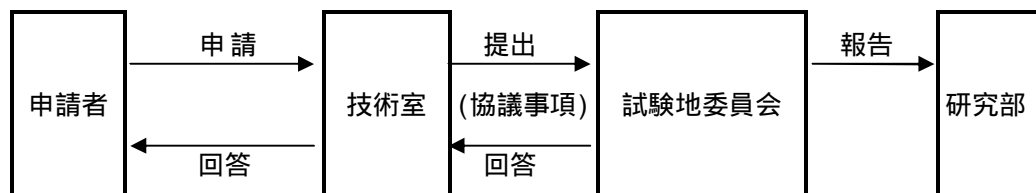
### 1 ) 固定試験地の設定と利用 [ 固定試験地利用 ]

固定試験地利用とは、1年を越えて試験地を設定し、調査などの利用を行う場合を指します。ただし、試験地内で胸高直径6cm以上の立木の伐採を行う場合及び大量の鉱物採取については、別途、大型試料採取の許可申請を必要とします。利用申請期間は、5年以内とします。利用延長する場合は、改めて申請書を提出する必要があります。

提出書類： 固定試験地設定申請書(様式1)、試験申請内容(様式6)、試験地申請位置(様式7)

提出窓口： 技術室

< 手続きの流れ >



申請者は、固定試験地設定申請書(様式1)及び試験申請内容(様式6)、試験地申請位置図(様式7)を作成し、技術室に申請して下さい。

技術室は、提出書類の記述内容の確認、他試験地との重複、試験施業との関連を調査し、申請書とともに試験地委員長に提出します。

試験地委員長は、試験地委員会において申請内容を討議し、場合によっては修正等について検討し、設定の可否を判断します。

設定が認められた場合

試験地委員会から技術室を通じて、試験地番号を記載した許可証及び試験地台帳の写しを、申請者に送付します。

試験地委員会は、設定内容などを研究部懇談会において研究部に報告します。

設定が認められなかった場合

試験地委員会から、技術室を通じて理由を付して申請者に設定不可を通知します。

(注) 入林の際は、各演習林窓口に連絡をすること。

(様式 1・記入例)

平成 年 月 日

九州大学農学部附属演習林  
試験地委員長 殿

大学(機関) 名	九州大学大学院
研究 院 名	農学研究院
部 門 名	森林資源科学部門
講 座・分 野 名	森林生態圏管理学・流域環境制御学
利用代表者名	印
指 導 教 員 名	印
連絡先	福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒 394
Tel	0 9 2 - 9 4 8 -
E.mail	

### 固定試験地設定申請書

このことについて、下記のとおり固定試験地を設定したいので、申請いたします。なお、本固定試験地より得られた研究成果の提出については、演習林利用の手引き 7 に同意します。

### 記

1. 研究題目 森林環境保全機能に関する研究
2. 方 法 約 10 ha の天然林を対象。  
森林環境変化の長期モニタリング(各種センサーの設置)。  
森林動態の長期モニタリング(固定試験地内に数十個のサブ  
プロットを設定し、5年ごとに毎木調査を実施する)。
3. 場 所 宮 崎 演習林  
林班 x 小班
4. 面 積 10 (400 x 250 m) ha
5. 期 間 自 2001 年(西暦) 月 日  
至 2005 年(西暦) 月 日
6. 研究目的その他  
森林の構造変化が、環境に与える影響を長期間にわたってモニタ  
リングすることによって、森林の環境保全機能の長期変動を明ら  
かにし、森林動態管理手法を確立する。
7. 管理上の事項について

(1) 申請者希望

(2) 演習林からの管理についての要請

(注) 試験期間終了後は、器械等は撤去すること。

許可印

## 2) 短期の調査および試験地の設定と利用 [ 短期調査利用 ]

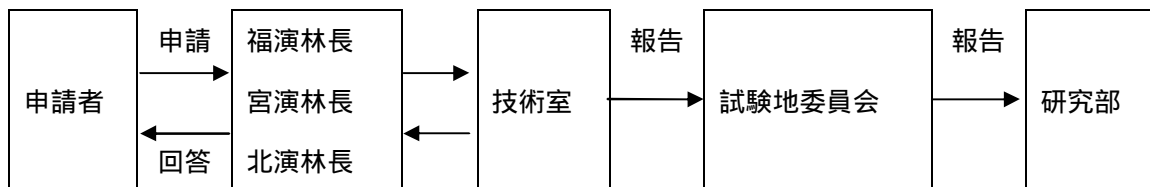
短期調査利用とは、1年未満の試験地設定や試験地の固定を必要としない調査などの利用を指します。試験地を固定する場合で、試験地内で胸高直径6cm以上の立木の伐採を行う場合は、別途、大型試料採取の許可申請を必要とします。

なお、当初は短期調査利用で調査地を設定し、これを翌年も継続して設定し利用する場合は、短期調査利用の更新とは扱わず、その時点で固定試験地として取り扱い、新たに固定試験地設定申請書の提出が必要となります。(申請内容は[固定試験地利用]を参照)。

提出書類 : 研究調査実施申請書(様式2)、試験申請内容(様式6)、試験地申請位置(様式7)

提出窓口 : 福岡演習林・・・福岡演習林長  
宮崎演習林・・・宮崎演習林長  
北海道演習林・・・北海道演習林長

### < 手続きの流れ >



申請者は、研究調査実施申請書(様式2)、試験申請内容(様式6)及び試験地申請位置(様式7)を作成し、該当する窓口(各演習林長)に申請して下さい。

国、県、市等指定の天然記念物を教育研究のため採取・利用する場合は、事前に関係機関等の許可を得て下さい。

技術室は、提出書類の記述内容の確認、他試験地や試験施業との関連を調査し、利用の可否を判断し、利用の可否を試験地委員会及び窓口(各演習林長)に報告します。

#### 利用が認められた場合

窓口(各演習林長)から、許可証を申請者に送付します。

試験地委員会は、利用内容などを研究部懇談会において研究部に報告します。

#### 利用が認められなかった場合

窓口(各演習林長)から、理由を付して申請者に利用不可を通知します。

(注) 入林の際は、各演習林窓口に連絡をすること。

(様式 2・記入例)

平成 年 月 日

九州大学農学部附属演習林  
福岡演習林長 殿

大学(機関) 名	九州大学大学院
研 究 院 名	農学研究院
部 門 名	森林資源科学部門
講 座・分 野 名	森林生態圏管理学・流域環境制御学
利用代表者名	印
指 導 教 員 名	印
連絡先	福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒 394
Tel	0 9 2 - 9 4 8 -
E.mail	

### 研究調査実施申請書

このことについて、下記のとおり研究調査を実施したいので、申請いたします。なお、本研究資料により得られた研究成果の提出については、演習林利用の手引き 7 に同意します。

#### 記

1. 研究題目 天然林の更新機構に関する研究
2. 場 所 福 岡 演習林  
           林班 × 小班
- 試験地コード(既存試験地を利用する場合)
3. 期 間 自 2 0 0 7 年(西暦)        月        日  
至 2 0 0 7 年(西暦)        月        日
4. 研究目的その他  
暖温帯常緑広葉樹林における更新状態を明らかにする。
5. 試料の採取(有・無)  
有の場合は採取試料の内容

(注) 試験期間終了後は、器械等は撤去すること。

許可印

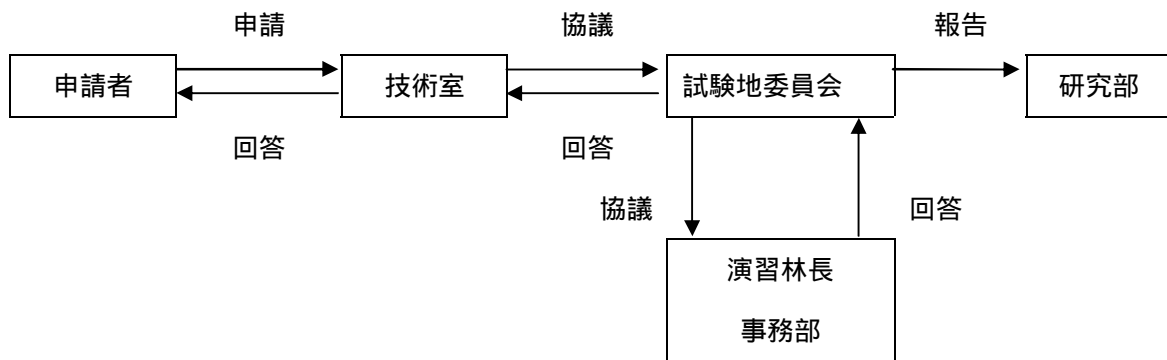
### 3) 林木の伐倒による試料の採取と利用 [ 大型試料採取 ]

大型試料採取とは、具体的には胸高直径 6 cm 以上の立木を伐倒及び大量の鉋物試料を採取するという場合を指します。これ以下のサイズの立木、あるいは枝葉の採取については後述の小型試料採取になります。なお大型試料採取についての可否判断は、部局長である演習林長が行います。試験地委員会は他の試験地や試験施業への影響の有無を調査し、これを演習林長に報告します。

提出書類：研究資材提供申請書(様式 3)、試験申請内容(様式 6)、試験地申請位置(様式 7)

提出窓口：技術室

< 手続きの流れ >



申請者は、研究資材提供申請書(様式 3)、試験申請内容(様式 6)及び試験地申請位置(様式 7)を作成し、技術室に申請して下さい。

国、県、市等指定の天然記念物を教育・研究のため採取・利用する場合は、事前に関係機関等の許可を得て下さい。

技術室は、提出書類の記述内容の確認、他試験地や試験施業との関連を調査し、試験地委員長と合議の上、演習林長へ提出します。

演習林長は、関連する事務部の係と検討し、試料採取の可否を試験地委員会に回答します。

利用が認められた場合

許可証を申請者に送付します。

演習林長から、試験地委員会及び技術室を通じて許可証を申請者に送付します。

演習林長は試験地委員会を通じて利用内容及び研究部懇談会において研究部に報告します。

利用が認められなかった場合

演習林長から、技術室を通じて理由を付して申請者に採取・利用不可を通知します。

(注) 入林の際は、各演習林窓口に連絡をすること。

(様式 3・記入例)

平成 年 月 日

九州大学農学部附属演習林

演習林長 殿

大学(機関) 名	九州大学大学院
研 究 院 名	農学研究院
部 門 名	森林資源科学部門
講 座・分 野 名	森林生態圏管理学・流域環境制御学
利 用 代 表 者 名	印
指 導 教 員 名	印
連絡先	福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒 394
Tel	0 9 2 - 9 4 8 -
E.mail	

#### 研究資材提供申請書

このことについて、下記のとおり研究調査を実施したいので、申請いたします。なお、本研究資材により得られた研究成果の提出については、演習林利用の手引き 7 に同意します。

#### 記

1. 研究題目 広葉樹の木材材質に関する研究
2. 種 名 タブノキ, ヤブニッケイ, スダジイ, アカガシ
3. 数量・規格 胸高直径 60 cm 以上, 各樹種 2 本, 計 8 本
4. 採取場所 福 岡 演習林
5. 提供希望時期 2007年 月頃
6. 諸経費の負担 自己負担
7. 研究目的その他  
常緑広葉樹林主要構成樹種の材質特性を明らかにする。
8. 採取後の処理

許可印

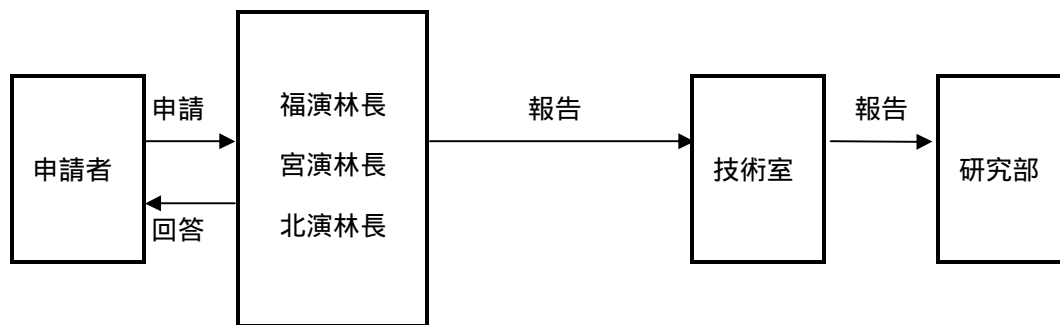
#### 4) 植物, 昆虫など標本の採取と利用 [ 小型試料採取 ]

小型試料採取とは, 前記の大型試料採取と異なり, 標本作成のための枝葉や昆虫などの採取, あるいは胸高直径 6 cm 未満の立木の採取などです. 申請方法は [ 短期調査利用 ] と同様です.

提出書類 : 研究調査実施申請書(様式 2), 試験申請内容(様式 6), 試験地申請位置(様式 7)

提出窓口 : 福岡演習林・・・福岡演習林長  
宮崎演習林・・・宮崎演習林長  
北海道演習林・・・北海道演習林長

#### < 手続きの流れ >



申請者は, 研究調査実施申請書(様式 2), 試験申請内容(様式 6)及び試験地申請位置(様式 7)を作成し, 該当する窓口申請して下さい.

国、県、市等指定の天然記念物を教育・研究のため採取・利用する場合は、事前に関係機関等の許可を得て下さい.

窓口(各演習林長)は, 提出書類の記述内容を確認し, 他試験地との関連を調査し, 利用の可否を判断します.

#### 利用が認められた場合

窓口(各演習林長)から, 許可証を申請者に送付します.

各演習林長は, 利用の内容などを技術室を通じて研究部懇談会において研究部に報告します.

#### 利用が認められなかった場合

窓口(各演習林長)から, 理由を付して申請者に採取・利用不可を通知します.

注) 申請書に必ず採取する試料の内容を記入して下さい(記入例を参照).

(注) 入林の際は、各演習林窓口連絡をすること。

(様式 2・記入例)

平成 年 月 日

九州大学農学部附属演習林  
北海道演習林長 殿

大学(機関) 名	九州大学大学院
研究 院 名	農学研究院
部 門 名	森林資源科学部門
講 座・分 野 名	森林生態圏管理学・流域環境制御
利用代表者名	印
指 導 教 員 名	印
連絡先	福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒 394
Tel	0 9 2 - 9 4 8 - 3 1 0 1
E.mail	

### 研究調査実施申請書

このことについて、下記のとおり研究調査を実施したいので、申請いたします。なお、本研究資料により得られた研究成果の提出については、演習林利用の手引き 7 に同意します。

### 記

1. 研究題目 シナノキ属樹木の分類に関する研究
2. 場 所 北海道 演習林  
1 ~ 20 林班 \_\_\_\_\_ 小班
3. 期 間 自 2007 年(西暦) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
至 2007 年(西暦) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
4. 研究目的その他  
シナノキ属の樹木, シナノキ, オオバボダイジュ, および両種の  
自然交雑種について分析する.
5. 試料の採取(有・無)  
シナノキ, オオバボダイジュ, 交雑種の葉, 花, 枝を採取.

許可印



## 5) 演習林所有のデータ利用 [ データ利用 ]

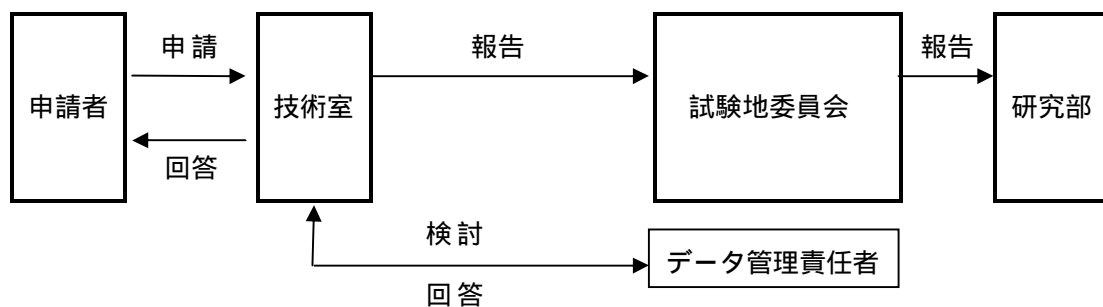
演習林ではデータの管理をより確実なものとし、利用者が容易にデータを活用できることを考慮し、データベースの構築ならびにその公開を推進しています。

公開されていないデータの利用の申請は以下のとおりです。

提出書類 : データ利用申請書(様式4)、試験申請内容(様式6)

提出窓口 : 技術室

### < 手続きの流れ >



申請者は、データ利用申請書(様式4)及び試験申請内容(様式6)を作成し、技術室に提出して下さい。

技術室は、提出書類の記述内容を確認し、該当するデータ管理責任者と利用の可否を調べます。

### 利用が認められた場合

許可証およびデータを申請者に送付します。

技術室は申請内容を試験地委員会を通して、演習林教員会議において研究部に報告します。

### 利用が認められなかった場合

技術室から理由を付して申請者に通知します。

注) 公開されているデータの利用の際は別冊の「九州大学演習林のデータ公開基準」をお読みください。

データベース構築、公開状況については、適宜、ホームページにおいてお知らせします。

(様式 4・記入例)

平成 年 月 日

九州大学農学部附属演習林  
試験地委員長 殿

大学(機関) 名	九州大学大学院
研究 院 名	農学研究院
部 門 名	森林資源科学部門
講 座・分 野 名	森林生態圏管理学・流域環境制御
利用代表者名	印
指 導 教 員 名	印
連絡先	福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒 394
Tel	0 9 2 - 9 4 8 -
E.mail	

### デ ー タ 利 用 申 請 書

このことについて、下記のとおりデータを利用したいので、申請いたします。なお、本データ利用により得られた研究成果の提出については、演習林利用の手引き 7 に同意します。

### 記

1. 研究題目 都市域の気候変化に関する研究

2. 利用データ名 気象観測資料(早良実習場)

3. 研究利用目的その他

福岡市都市域を対象とし、過去 50 年間における気候変化を明らかにする。早良実習場の気象観測資料は、都市緑地の 1 資料として解析に利用する。

許可印

## 6) 演習林施設利用

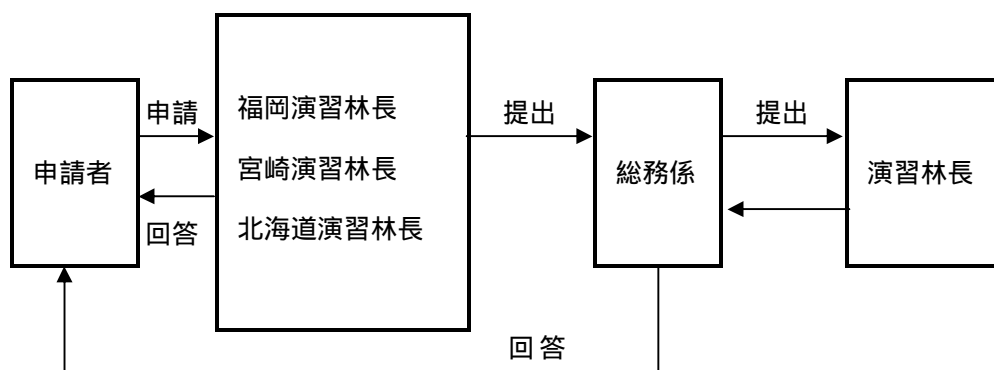
演習林施設とは、講義室、会議室、実験室、資料室、標本館、図書室をいいます。(学生宿舎の利用は、別紙定めの利用申請になります。P.18を参照)

提出書類：利用申込書

提出窓口：福岡演習林長、宮崎演習林長、北海道演習林長

### < 手続の流れ > ペーパーレス

(Kuchiki 自由-演習林の利用-庁舎利用申込み-申込者記入予約)



申請者は、利用申込書を作成し、各演習林長に提出して下さい。

各演習林長は、申請者からの利用申込書を総務係を通じて演習林長に提出し、許可を受けます。

#### 利用が認められた場合

総務係が許可を申請者に通知します。

#### 利用が認められなかった場合

各演習林長から理由を付して申請者に通知します。

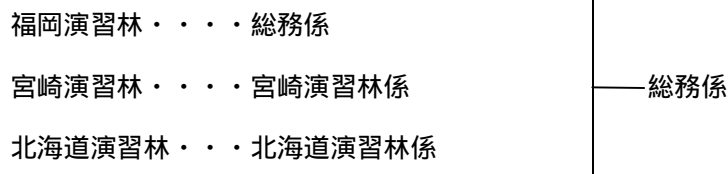
注) 別紙施設利用規程を参照して下さい。

## 演習林施設利用規程

この規程は、九州大学農学部附属演習林(以下「演習林」という.)の施設利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

1. 利用対象施設  
福岡演習林・・・会議室，講義室，実験室，標本館，図書室  
宮崎演習林・・・実験室，講義室  
北海道演習林・・・会議室，研修室，資料室
2. 利用の範囲  
(1) 利用対象者は、本学の教職員とし、教育・研究に関することに利用する者に限るものとする。  
(2) 上記の他、演習林長が特に必要と認める者とする。
3. 利用時間  
上記の利用時間については、原則として午前8時30分から午後5時までとする。但し、演習林長が必要と認めた場合は、1時間を限度に延長できるものとする。
4. 利用の申込み及び許可  
(1) 上記施設を利用しようとする者は、利用予定日の14日前までに所定の別紙利用申込書を提出し、演習林長の許可を受けなければならない。  
(2) 利用を許可したときは、通知する。  
(3) 利用許可後、利用日時等を変更しようとするときは、利用予定の7日前までに、新たに利用申込書を提出し、演習林長の許可を受けなければならない。
5. 利用許可の取消し  
(1) 演習林長は、施設の運営上必要が生じたときは、利用の許可を取消することができる。  
(2) 演習林長は、利用者が利用の条件に違反したとき、又は、利用申込書に虚偽の記載があると認められるときは、利用途中であっても取消することができる。  
(3) 利用許可取消しによって生ずる損害について、演習林はその責を負わないものとする。
6. 利用終了報告  
(1) 利用者は、終了後速やかに担当係に報告し、担当者の点検を受けなければならない。  
(2) 担当者の点検時において、指摘事項が生じた場合はすべて担当者に従うものとする。
7. 損害賠償  
利用者は、施設利用中に、建物もしくは備品類を滅失、又は、き損したときは損害に相当する金額を賠償しなければならない。

8. 施設利用の事務



9. 学生宿舎利用申込み

演習林学生宿舎を利用する場合は、下記の九州大学農学部附属演習林学生宿舎利用規程(抜粋)により、所定の手続きを得て利用して下さい。

- (1) 利用学生宿舎名
  - 福岡演習林学生宿舎
  - 宮崎演習林学生宿舎
  - 北海道演習林学生宿舎
- (2) 利用者の範囲
  - 本学の教職員及び学生等であって、各演習林において、実習・教育・研究又は研修を行う者。
  - 演習林長が特に認めた者。
- (3) 利用手続き
  - 学生宿舎を利用しようとする者は、利用予定の7日前までに申込書を総務係に提出して下さい。許可となった時は利用許可書を交付します。
- (4) 利用者の義務及び損害賠償
  - 利用者は、演習林長が定める学生宿舎利用心得を厳守しなければなりません。建物、備品類等を損傷又は滅失した時は、損害に相当する金額を賠償しなければなりません。
- (5) 使用料等 (2009年4月1日現在)

学生宿舎名	使用料	雑費	納付先
福岡演習林学生宿舎	630円	570円(360円)	福岡演習林
宮崎 "	370円(暖房期間中320円加算)	370円(250円)	宮崎演習林
北海道 "	510円( " 340円 " )	400円(280円)	北海道演習林

雑費の( )は学生

(6) 事務

農場・演習林総務係

この規程は平成21年4月1日より施行するものとする。

(様式 5・記入例)

## 利用申込書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州大学農学部附属演習林長 殿

申 込 者  
連絡先電話  
E.mail

下記により学生宿舎を利用したいので、許可願います。

記

利用区分		福岡演習林学生宿舎	宮崎演習林学生宿舎	北海道演習林学生宿舎
利用者代表	氏 名	男・女		
	所属大学・ 学部・学年 等			
	住 所			
利用希望期間		自 年 月 日	泊	
		至 年 月 日		
利用人員	男	女	計	人
目 的	のため			

## 6．固定試験地管理

### 1) 固定試験地台帳の作成

固定試験地台帳は、これを管理する上で最も重要な書類です。本書類に基づいて固定試験地データベースへの入力が行われ、新規に固定試験地設定の申請がなされた場合、既存の他試験地との重複の確認や、管理計画立案においての基礎資料として使用されます。したがって、本台帳の提出がなされなかった場合、当該試験地の管理は不可能となります。

固定試験地台帳作成のための必要書類(様式 6,7)は、申請書(様式 1)に添付して提出していただきます。

許可書とともに、台帳右上に試験地番号を記入した写しを返送しますので、許可書と一緒に保存して下さい。

不明な点などがありましたら、技術室までお問い合わせ下さい。

< 資料 > 試験地台帳番号の付け方

1 2 3 4 5    6 7 8

-

1 . . . 固定試験地を設置した演習林名

( F : 福岡演習林 , M : 宮崎演習林 , H : 北海道演習林 , S : 早良実習場 )

2 ~ 5 . . . 固定試験地を設置した年 ( 西暦 )

6 ~ 8 . . . 登録順の番号



試験申請内容は

別表

試 験 地 申 請 位 置 は

別 表

## 2) 固定試験地の管理および利用状況の調査

### 固定試験地経過報告書の作成と提出

固定試験地の継続，責任者の変更，移管，廃止など今後の設定，研究計画，固定試験地を利用した研究成果の調査票「固定試験地報告書」（P24）を利用責任者宛に送付します．これは利用者・演習林間の連絡を密にすることによって，固定試験地の維持・管理をより適切に行うことを目的としています．例えば2年に1回というように定期的に行います．本調査を何年毎に行うかについては，固定試験地管理データベースが構築された後，「固定試験地報告書」様式と記入例を送付するとともに改めてお知らせします．

### 固定試験地の移管

申請者の異動などにより固定試験地を移管する場合は，「固定試験地報告書」（P24）で演習林試験地委員会へ通知することになります．本報告書に希望移管先を記入しますが，予め移管を受ける方と協議し，滞りなく移管が進行するように準備して下さい．適当な移管先が見つからない場合，試験地委員会で協議し移管先を決めることとなります．

### 固定試験地の廃止

(1) 固定試験地の廃止は，先の移管と同様，「固定試験地報告書」（P24）により演習林試験地委員会へ通知することとなります．試験地設置時に期限を設定している場合であっても，本報告書において通知して下さい．**なお、期間終了後は、器械等は撤去してください。**廃止理由などを試験地委員会で検討します．試験地の廃止に際し，利用責任者の判断で，可能であれば調査データを本委員会宛，提出をお願いします．提出頂いた場合，その概要をデータベースに登録し，公開データとして必要とされる研究者に提供することとします（演習林利用の手引き8．参照）．

(2) 長期間の放置，不適切な管理，研究成果の提出がない場合は，試験地委員会で検討し廃止します．

(記入例)

固定試験地報告書 ( 経過 継続 廃止 )

平成 年 月 日

台帳番号	-		
研究題目			
試験地設定年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		
演習林名		演習林	
試験地の数量 (面積・本数等)	ha ( m <sup>2</sup> )		
データ媒体種別			
データ保管先			
データ管理者	所属		
	職名		
	氏名		
	連絡先		
	E.mail		
	Tel.Fax		
研究成果データの公開及び利用の可否	可	否	その他 ( )
試験地代表者の移動	現代表者	所属	
		氏名	
	新代表者	所属	
		氏名	
備考			

(注) 試験期間終了後は、器械等は撤去すること

試験地委員長  
許可印

[ 回覧 ]

福岡演習林長

技術室長

## 7. 演習林利用による研究成果の提出について

演習林を利用することによって得られた研究成果（論文別刷など、コピー可）を、演習林研究部調査室宛に2部提出して下さい。卒業論文など印刷されない研究成果については、その概要をA4版1～2枚程度で作成し、これを提出して下さい。1部は演習林研究部において保存し、1部は利用演習林において保存します。

研究成果のリストは、ホームページ上での公開を予定しています。

なお、研究成果のデータ管理として、管理表（様式10）に記入提出をお願いします。（次頁記入例参照のこと）



## 9 . 演習林利用状況調査について

演習林ではこれまで、演習林を利用しての研究成果について、演習林年報、全国演習林協議会年報へ掲載のため調査を実施し、利用者各位のご協力をいただけてきました。今後とも先述しました形式で調査を実施していきますが、固定試験地、短期試験地については、入林許可証から実際の入林日数、人数を把握できないため、年度末1回、下記2項目の調査（試験地単位）を実施することとしました。

1年度内トータルでの入林日数

1年度内トータルでの入林人数

演習林に限らず附属施設については、毎年利用実績調査が実施されており、演習林の存在意義を問うための基礎資料となっています。したがって、利用状況調査は非常に重要な事項であることをご理解いただき、本調査へのご協力をお願いいたします。

～ 連絡先一覧 ～

試験地委員会事務局

〒811 - 2415 福岡県糟屋郡篠栗町津波黒 394  
九州大学農学部附属演習林 技術室  
Tel. 092 - 948 - 3103 Fax. 092 - 948 - 3127  
E.mail [gyomu@forest.kyushu-u.ac.jp](mailto:gyomu@forest.kyushu-u.ac.jp)

農場・演習林総務係

〒811 - 2415 福岡県糟屋郡篠栗町津波黒 394  
Tel. 092 - 948 - 3101(代表) Fax. 092 - 948 - 3127  
E.mail [nonsomu@jimukyushu-u.ac.jp](mailto:nonsomu@jimukyushu-u.ac.jp)

福岡演習林技術班

〒811 - 2415 福岡県糟屋郡篠栗町津波黒 394  
Tel. 092 - 948 - 3103 Fax. 092 - 948 - 3127  
E.mail [gyomu@forest.kyushu-u.ac.jp](mailto:gyomu@forest.kyushu-u.ac.jp)

宮崎演習林技術班

〒883 - 0402 宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内 949  
Tel. 0983 - 38 - 1200 Fax. 0983 - 38 - 1004  
E.mail [miyazaki@forest.kyushu-u.ac.jp](mailto:miyazaki@forest.kyushu-u.ac.jp)

北海道演習林技術班

〒089 - 3705 北海道足寄郡足寄町北5条 1 - 85  
Tel. 0156 - 25 - 2609 Fax. 0156 - 25 - 3050  
E.mail [ashoro@forest.kyushu-u.ac.jp](mailto:ashoro@forest.kyushu-u.ac.jp)